最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状

松尾剛

次

はじめに

書に注目した。 戦国大名最上義光(一五四六~一六一四)に関しては、数多くの研究 戦国大名最上義光(一五四六~一六一四)に関しては、数多くの研究 戦国大名最上義光(一五四六~一六一四)に関しては、数多くの研究 がある*1が、ここでは、従来手薄であった古文書学的な視点から最上義 がある*1が、ここでは、従来手薄であった古文書が見いだされたに過ぎな なった。そのために、最上義光関係文書の分析を通じて戦 ま光が慶長一九(一六一四)年に亡くなって間もない元和八(一六二二) なった。そのために、最上義光関係文書の分析を通じて戦 ま光が慶長一九(一六一四)年に亡くなって間もない元和八(一六二二) 本記された文書を通じて戦 本記された文書を通じて戦 本記された文書を通じて戦 本記された文書を通じて戦 本記された文書を通じては、数多くの研究

わりに花押が据えられた文書である*5。領の安堵、宛行、寄進を内容とする文書である。他方、判物は印章の代きた。印判状というのは、文書の奥や袖に印章(印判)が据えられた所ところで、戦国大名の発給文書は、印判状と判物の二つが注目されて

僚制の整備と展開があると考えられている。 戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏*6によれば、戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏*6によれば、戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏*6によれば、戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏*6によれば、戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏*6によれば、

唆に富むものである。 理解しがたいのではと指摘されている。後述するように、その指摘は示くだしており、印判状と判物だけに注目したのでは、東北大名の特性を東北の大名は印判状と判物のみならず、花押や印判を据えた書状を数多東北の大名は印判状と判物のみならず、花押や印判を据えた書状を数多

うに、慶長一七(一六一二)年こそが一大画期であった。(一五九○)年を最上文書における画期とする。しかし、本文で述べるよた不十分な文書収集に基づき、豊臣秀吉による全国統一樹立の天正一八たが、山室氏の研究では依拠した最上史料の収集が全く不十分*。なうだが、山室氏の研究では依拠した最上史料の収集が全く不十分*。なう

で、伊達政宗とならぶ石高を誇る五七万石の大大名であった、最上義光書以外の大名の古文書分析は極めて不十分と言わざるをえない。そこまた、大石氏の研究にしても東北の大名の文書といっても伊達政宗文

-(1) 78 -

けたい。 文書を古文書学的に分析し、東北大名文書分析の一ケース・スタディと しよう。とりわけ、書状と印判状・判物との関係について、見通しをつ

章 判物と印判状

第一節 最上義光の判物

は、そうした区別はせずに、ただBとかCとかといった具合に表記して 原本調査を試みたが、『山形市史』編纂の時点では原本が見られたのに、 を記す)もあることが注目される。さらに、B型、C型はB1、B2型、 E型は、後述するC型印判と併用される場合(表、38など、以下番号のみ 散逸してしまって現在では見ることができないものもある。その場合 C1、C2型に細分する見解も出されている*9。筆者はすべての史料の まず最上義光の判物から分析しよう。最上義光の花押については、図 AからEの五種類あることが明らかにされている。ただし、

する花押の捺された文書に限れば、最上義光についてもいえることにな 政宗文書の分析で指摘された書状が多いという東北大名の特徴は、現存 る。その花押はA型・B型・C型・E型である。とすれば、大石氏が伊達 し、注目すべきことには、その大部分は書状であり、知行宛行、安堵、起 五七○)年一月日付の最上義光言上状以来六七例が伝存している。しか さて、最上義光の花押が据えられた文書は、表のように永禄一三(一 感状などを内容とするいわゆる判物は、一一例という点が注目され

家督襲名して*ロ以後は数多く発給されたと考えられる。たとえば史料 判物の代表といえる知行宛行は、最上義光が元亀元(一五七〇)年に







図(1)A型

図(3) C型







図(4)D型

図(2)B型

行っている。 1に「妙見寺之内仁千苅、飯田之内千苅、妙見寺内畠一貫地」の土地を宛 (1) のように元亀三(一五七二)年三月一七日付けで、萩生田弥五郎

史料 (1)*12

貫地相添候、於末代可致成敗候者也 此方罷越致奉公付而、妙見寺之内仁千苅、飯田之内千苅、妙見寺内畠

義光(花押)

元亀三年三月十七日 萩生田弥五郎殿

史料(1)のように、義光という署名の下に先述のA型花押を据えて

-(2) 77 -

図(5)E型

史料 (3)*14

東根之地内田畠合而参千石者、

但十物成、畠者四分一而九百石倉納二申

上氏の本領中の本領といえる。 いる。妙見寺、飯田ともに村山盆地内、すなわち現在の山形市内で、最

判物は見られない。 月二三日付で里見(東根)景佐に出したC型花押の判物まで、管見では その後は、史料(2)、史料(3)のように、慶長七(一六〇二)年七

千石分也、永代可致知行者也、仍如件 依今度之奉公無比類、東根之地田畠合六千石但半物成也、畠者四分一而

慶長七年

七月廿三日 義光(花押)

里見薩摩殿

付候条代官可申者也、仍如件 慶長七年

里見薩摩殿 七月廿三日 義光 (花押)

で里見景佐に出したC型花押の判物である。 史料(2)、史料(3)は、義光が慶長七(一六〇二)年七月二三日付

である *15c いい、「最上義光分限帳」によれば、知行高一万二千石であった有力家臣 の管理を里見景佐にまかせていることがわかる。里見氏は、東根氏とも 史料(3)からは、最上義光の東根の蔵入地(最上義光の直轄地)三千石 (2) からは田畠合わせて六千石が里見景佐に宛行われている。

> 水氏は四千石もの土地を義光に与えられた有力家臣である*16。 八(一六〇三)年、慶長一五(一六一〇)年に出されている。宛名の平清

また、つぎの史料(4)や史料(5)のように、A型花押の判物が慶長

史料 (4)*17

千石事、令扶助之訖、永可有領知者也、仍如件(祈飯)

慶長八卯

四月十一日

義光 (花押)

平清水

史料 (5)*18

村山郡内三千石事、山林共令扶助之訖、永可有領知者也、 仍如件

慶長十五庚申六月廿六日 最上出羽守

義光(花押)

平清水下野殿

多数出されるようになっていったことがあるのは確かであろう。 と家臣団数の増加、官僚機構の整備も進んだ結果、印判状が判物よりも それは史料残存の偏りもあるにせよ、天正期以降には、支配領域の拡大 義光の判物は以上の史料他合わせて一一例しか管見に及んでいない。

には判物を出し続けたのであろう。 をあらわしており、印判状よりも判物の方が厚礼とされるが、有力家臣 を出している。一般的に言って、印判よりも花押の方が発給者の人格性 になっても、義光は里見氏、平清水氏といった有力家臣に対しては判物 れなくなったわけではない。実際、史料(2)~(5)のように、慶長期 だが、印判状が出されるようになったからといって判物が完全に出さ

-(3) 76 -

マミ人では

理殿へも暇乞を可申候、恐々謹言、度庄内へ可罷下候、本田佐渡殿へも得御意候間、氣遣あるましく候、去年以來其本ニ相詰、萬氣遣無心元候、然者酒田も事澄、無残所候間、

修急

眼病故不及判形候

下勘七郎とのへ 下勘七郎とのへ

ところで、紙の用法に注目すると基本的には竪紙の判物から折紙の判臣に出す際は花押を据えるべきという意識があったのであろう。 (である*2°。これは書状の場合であるが、「眼病の故に判形に及ばず家臣である*2°。これは書状の場合であるが、「眼病の故に判形に及ばず家臣である。これは書状である。下勘七郎は二〇〇〇石を賜るほどの有力下勘七郎に宛てた書状である。下勘七郎は二〇〇〇石を賜るほどの有力で割している。

ある。 (85)、横折紙 (18、11)、牛王宝印が一例 (95)、E型は横折紙が一例 (92)折紙 (12) のがある。B型のは、横折紙のみ(81)。C型の判物には竪紙物へ変化していることに気づく。A型のは竪紙(表1、2、5、29)と横

文書のうち印判状*2に注目しよう。基盤の確立があったことは想像にかたくない。次に、義光の発給した古いえるであろう。その背景に、最上義光の戦国大名としての成長、権力紙の判物が出され、のちに、横折紙の判物へと変化していった*2ことは竪紙と横折紙とは、竪紙の方が横折紙よりも厚礼とされる。まず、竪

形に「七」と「得」の文字がある。 形に「七」と「得」の文字がある。 形に「七」と「得」の文字がある。 形に「七」と「得」の文字がある。 形に「七」と「得」の文字がある。 のものがあることが明らかにされた。しかし、その後、伝馬印*☆が発見のものがあることが明らかにされた。しかし、その後、伝馬印*☆が発見のようなもので、D型は図(10)の印判である。 A型は、回(9)のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化される。



節

最上義光の印判についても、『山形市史 中巻』*2の優れた研究があ



図(8) B2型



図(6)A型



図(9) C型



図(7) B1型

-(4) 75 -

図(10) D型

月五日付「最上義光知行宛行状」*55と無年号<九月三日付け、天正一九 (一五九一)年か>書状*2の二点のみである。 A型で管見に及んだものは、「專称寺文書」の天正九(一五八一)年八

内容は以下のようなものである。 天正九(一五八一)年八月五日付の文書は、その形態は竪紙である。

史料 (7)*27

山邊南分之内、仁千束仁百五十かり為取置候、末代可致知行候也

(黒印)

天正九年辛巳八月五日

神主八郎殿

事柄を扱っている。以上のように、A型の印判状は、当初は判物でなさ たものである。つまり、知行宛行状で、主従制関係において最も重要な れた知行宛行にも使われている。 すなわち、義光が神主八郎に山辺南分の二千二五〇苅の土地を宛行っ

られたように、七の文字の太さなどで相違がある*²³。それゆえB1型と B2型と2つに分けられている。 B型の二つの印判は、ほとんど似ているが、『山形市史 中巻』で論じ

は考えがたい*gとされてきた。しかし、B1型は一五例、B2型二四例、 もにいずれもほぼ同数の使用が見られ、内政・外交で使い分けられたと んだものは五〇例がある。先学は、B型の印判状は、B1型、 B型の印判は、表のように天正五(一五七七)年の白鳥長久宛義光書 (3)以来見られる。B型の印判の据えられた義光文書で、管見に及 B2型と

いずれか不明一一例である。

また、時期的には天正一五 (一五八七) 年一〇月を画期として、例外はあ

このように、不明が一一例あるが、B2型の方が多い点が注意される。

型の印判に代えてB2型印判が使われるにいたったのかもしれない。 できよう*3。この天正一五年一〇月は最上義光が庄内を一時的に支配 型を前期鼎型印章、B2型を後期鼎型印章とされるが、ほぼそれは支持 を天正一五年一〇月以後と訂正すべきかもしれない。安部俊治氏はB1 いずれも年欠文書であり、B2型が使用されていることから、その年代 るにせよ、それ以前にはB1型、以後はB2型が捺されている。例外は した時である。 以前にもまして数多くの印判状が出されたはずで、B1

史料 (8)*31

於末代令寄附候、 立石寺常灯断絶之間、 衆中無如在可被挑法灯事。詮 要候、 今度為油田、重澄之郷之内に畑仁貫八百五十地、 仍為後日之状、 如

天正十四年丙戌正月一日

立石寺

衆徒中

常灯が断絶した。それに対し、義光は常灯を維持すべく、油田として、 (一五八四) 年に天童氏を打倒した。その際、立石寺は兵火に罹り不滅の 寄進状で、B1型の最上義光黒印が捺されている*3°。義光は天正一二 重澄之郷之内に畑仁貫八百五十地」を永久に寄付したのである。 史料(8)は、天正一四(一五八六)年正月一日付で出された最上義光

史料 (9)*33

立石寺法花堂常灯寄進之状

御祈禱、則窺上意、常燈油之分奉寄進地之事、重澄之内畑作人荒屋堪忍 抑彼灯火之事、伝聞、本山之法灯相続雖及数百歳、近年断絶候、山形依存

-(5)74-

義光(印判) 高楡小僧丸

如斯彼是以神慮、御親子寿福増長・武運長久・如意成就之加護、所仰之状、仍彼是以神慮、御親子寿福増長・武運長久・如意成就之加護、所仰之状、仍十地ニ候、従此地毎年油伍斗七升宛罷出候、(中略)油無断絶様可有之候、地同二郎兵衛炷之分荒屋ニ畑参百地、斎藤太郎衛門尉、都合弐貫八百五仕候、五百地佐藤中務丞、壱貫五十地東海林内匠、八百地同右馬助、五百

山形近習

浦山源左衛門尉

光種(花押

天正拾四年丙戌正月一日

安料(9)は、史料(8)を受けて同日付で最上義光の近習浦山光種が とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。 とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。 とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。 とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。 とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。 とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。

の点は注意すべき事柄であろう。ち、後述のC型と比較してB型は書状に多く用いられたようである。こ宛行状、寄進状など、いわゆる印判状は四例しかない点である。すなわ次に注目されるのは、B型の印判の据えられた文書の大部分は書状で、

豊にすることである*ヨ。最上義光は、そうした武の七徳を理想としたのを禁じ、兵を治め、大を保ち、功を定め、民を安じ、衆を和せしめ、財をは、七徳のことであろう。すなわち、「春秋左伝」宣公一二年(紀元前五は、七徳のことであろう。すなわち、「春秋左伝」宣公一二年(紀元前五〇型は、楕円形に「七」と「得」の文字がある小黒印である。この七得

であろう。

多く発給された。

C型は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇型は、表のように天正九(一五八一)年九月二五日まで発給されているのが確認されている。するく発給された。まで型は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇型は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇世は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇世は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇世は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇世は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八〇世は、表のように大正九八〇世は、表のように対している。

D型は、A-C型とは大きく異なり、文字は「山紀櫪」とある。山は山り型は、A-C型とは大きく異なり、文字は「山紀歴」とある。山は山り型は、A-C型とは大きく異なり、文字は「山紀歴」とある。山は山り型は、A-C型とは大きく異なり、文字は「山紀歴」とある。山は山りで捺されている。

型は、天正九年九月以来見られ、慶長期まで出され続けている。期(一五七三~九二)に限って出されたと考えられている*³⁸。他方、C(天正一九年頃か)の文書の二点しか残っていない。また、B型は、天正の土 (一五八一)年八月五日のものとの無年号にこで、とくに問題とするのは、A型とB型とC型との関係である。

六三一)年七月一五日付で再び寄進された。この寛永八年の再寄進に際寺に寄進された『遊行上人絵巻』には、文禄三(一五九四)年七月七日付で一上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で表光のB2型印料が据えられており**3。

-(6) 73 -

説を出しておきたい。年の再寄進に際して捺されたと考えられる。そこで、ここでは一つの仮文言の筆跡とは全く同じであり、義光のB型印判は寛永八(一六三一)して書かれた寄進文言の筆跡と文禄三(一五九四)年七月七日付の寄進

役割こそ大いに注目される。そこで、以下、C型印判に注目する。 世から分かれたと考えられるからだ。C型がA型の真中の「七得」(B型型から分かれたと考えられるからだ。C型がA型の真中の「七得」(B型型がた、最上義光の四種類の印判について見てみた。従来は、B型が注目されてきた。だが、それはほとんどが書状用に用いられている。他方、B型が正の手九月以来慶長期まで発給されるなど最も使用頻度が高いC型の天正九年九月以来慶長期まで発給されるなど最も使用頻度が高いC型の大正九年九月以来慶長期まで発給されるなど最も使用頻度が高いC型の大正九年九月以来慶長期まで発給されるなど最も使用頻度が高いC型の関係を表している。

二章 C型小黒印の印判状

第一節 C型小黒印状

える。そこで、C型の黒印が捺された印判状を見てみよう。判状は一五三例、書状は一五例と印判状が圧倒的に多いことが特徴といでいる。とりわけ、安堵、知行宛行、寄進などを内容とするいわゆる印先述したように、C型は、最も使用頻度が高く一六八例も管見に及ん

切紙の三種類があることだ。まず、指摘できるのは、C型印判状の用紙に注目すると竪紙、横折紙、

史料 (10)*41

天正九年辛巳九月十二日

卯鶴殿

型印判状であるが、竪紙でまず出されたことが注目される。て「安藤九郎兵衛成敗之地」を宛行っている。これが最も早い時期のC・史料(10)のように、天正九(一五八一)年九月一二日付で卯鶴に対し

れている。 状を発給した。それらは、いずれも横折紙に、C型黒印 (小黒印)が捺さ 士のみならず有力農民である肝入らに対して、一〇〇通以上の土地寄進 士のみならず有力農民である肝入らに対して、一〇〇通以上の土地寄進 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武 大月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武

☆である。 史料(11)と史料(12)は、井岡寺(山形県鶴岡市)に伝わった文書

史料 (11)*43

可被奉祈当家之延長者也、仍如件、為灯明供物之料、貳拾石八斗七升之所、但半物成、令寄進候了、永算万安

少将出羽守

,

六月四日 義光 (小黒印)

慶長十七年

井岡村

観音仏供灯明分

史料 (12) *4

節者也、仍如件、為神前掃除等之料、三石五斗四升貳合之地、但半物成附置候、弥可抽勤

—(7) 72 **—**

義光

(小黒印

の寺院である。井岡寺は、寺伝によれば、天長二 (八二五) 年に淳和天皇

少将出羽守_

慶長十七年

井岡村 六月四日 義光

御 子

井岡寺は、大日山井岡寺といい山形県鶴岡市に所在し、真言宗智山派除料」として三石五斗四升貳合の地を御子に寄付したものである。灯明分に寄付したことを表している。史料(12)は最上義光が「神前掃ち、年貢はその土地からとれる収量の半分)の土地を井岡村の観音仏供ち、年貢はその土地からとれる収量の半分)の土地を井岡村の観音仏供り明供物之料」として、「貳拾石八斗七升」(それは、「半物成」すなわり、大田の一次、「東大月四日付けで、東料(11)は、最上義光が、慶長一七(一六一二)年六月四日付けで、東料(11)は、最上義光が、慶長一七(一六一二)年六月四日付けで、東

第三皇子基貞卿が阿伽井坊遠賀廼井寺として開いたという*5。 第三皇子基貞卿が阿伽井坊遠賀廼井寺として開いたという*5 も、遠賀神社に関わるものであることがわかる。 第三皇子基貞卿が阿伽井坊遠賀廼井寺として開いたという*5 も、遠賀神社に関わるものであるにもかかわらず、一切無視されてきた。それる文書五点は明治の写しではあるにせよ、作成の理由がはっきりしている文書五点は明治の写しではあるにせよ、作成の理由がはっきりしている文書五点は明治の写しではあるにせよ、作成の理由がはっきりしている東上義光文書の写であるにもかかわらず、一切無視されてきた。それらの五点の文書は、遠賀神社に関わるものである。宛名の「御子」という表現から料」として土地を寄付したものである。宛名の「御子」という表現からも、遠賀神社に関わるものである。の名の「御子」という表現からも、遠賀神社に関わるものである。の名の「御子」という表現からも、遠賀神社に関わるものである。の名の「御子」という表現からも、遠賀神社に関わるもので、いずれも「神前掃除等之らの五点の文書は、遠賀神社に関わるもので、いずれも「神前掃除等之らの五点の文書は、遠賀神社に関わるものである。

井岡寺文書は、そうした二一点もの最上義光文書を伝えるだけではな

一節 横折紙のC型小黒印状

第

ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内弐郡之ところで、鶴岡市郷土資料館には、京田市が書かります。

—(8) 71 **—**

内に書き加えている。都合一二七か所」とある。庄内二郡である田川郡

八か寺、社家数は五九人、ただし御子あるいは百姓なども社家の人数の

写されている。その数は一二七箇所であった。ところが、享保六年の際 添えたうえで、石高数(生産高)のみを書いて提出している。 は、七箇寺・社の黒印状が見つからず、享保一一年に、焼失などの理由を 飽海郡ごとに、寺社、御子、百姓までに出された最上義光の黒印状が書

長一七年六月四日附の最上義光知行寄進状であり、ようするに寺社ほか は未知)の最上義光文書を見いだすことができた。それらは、すべて慶 た。その結果、現物ではない写だとしても、一二八通(そのうち七四点 られていた最勝寺分を合わせて一二八通の黒印状の写を知ることができ 光黒印状写」と残存する現史料との比較によって慶長一七年六月四日附 は従来ほとんど注目されてこなかった*4°。しかしながら、「享保最上義 C型印判状が一二八通以上も同一日附で一斉に出されたことがわかる。 に土地を与えることを内容としている。先述の井岡寺文書のような義光 要な史料である 最上義光知行C型小黒印状の全体像がほぼわかるという意味で大いに重 これにより、一二七通の黒印状の写と、現物は焼失したが、写しが取 この「享保最上義光黒印状写」は、江戸時代のもので、最上義光研究で

如件

等之料」を名目とするのがほとんどだが、例外的に史料(13)、史料(14 料」として土地を寄付している。こうした「灯明供物之料」、「神前掃除 らに、数は少ないけれど土地ではなく蔵米が寄付される場合もあった。 きく三形式の文書があったことがわかる。すなわち、後述する例外*5は のような例もある。 寄付であり、前者は寄付目的が 除等之料」として土地を寄付し、その土地の年貢率は五割であった。さ あるにせよ、寺院には「灯明供物之料」として、神社関係者には「神前掃 まず注目されるのは表を見れば明らかなごとく、寄付の対象により大 (11)・史料 12 は、井岡寺とその鎮守遠賀神社に対する 「灯明供物之料」、後者は「神前掃除等之

史料 (13)*51

為御堪忍分、蔵米六拾五表進覧候、 仍如件

慶長十七年六月四日

少将出羽守

庄内鶴岡般若寺侍衣印

史料 (14)*52

内二有之、其外者倉米二而進之候、永算万安、禱当家之延長可給者也、仍 御寺領合百三拾八石八升四合、但半物成、此内七拾九石四合者、添川之

少将出羽守

義光

(小黒印

慶長十七年六月四日

庄内鶴岡

常念寺

光の直轄の蔵米)からも支給されることがあったのである。 された最上義光黒印状である。それらはいずれも寺院だが、 「御寺領」という名目で寄付がなされている。注目されるのは、蔵米(義 史料(13)は般若寺(鶴岡市)に、史料(14)は常念寺(鶴岡市)に出 「御堪忍分」

史料 (15)*53 次に注目されるのは、筆跡の相違から三人の右筆の存在がわかる点だ。

為神前掃除等之料、弐石之所、但半物成附置候、弥可抽勤節者也、仍如件 慶長拾七年 少将出羽守

六月四日

下山添村之

八幡役者免

義光(小黒印

紙幅の関係から写真は省略せざるを得なかったが、史料 (14) と史料

-(9) 70 -

大名になれば、よくあることである。大名たちは、自分で書くことは珍 いるが、他の部分は別人が書いたのである。これは当時、義光くらいの 三人の右筆の存在が明らかとなる。すなわち、義光が自ら印判を据えて しいほどで、右筆という秘書的な人物に代書させていたのである。義光 (15)と、先の井岡寺の義光印判状と比較すると、いずれも筆跡が異なり、

とすれば、その右筆に少なくとも三人いたことになる。仮に、甲と乙

物は特定できていない。それは今後の課題である。原美濃頼秀ととも 書かれている*50。現時点では、乙が原美濃頼秀らしい*55が、甲と丙の人 文書の原史料の写真などを見ると、やはり甲・乙・丙三人の右筆の手で と丙としよう。そういう目で、既知の慶長一七年六月四日附の最上義光 も横折紙のC型印判状が武士に対しても多数出されている。 に、庄内支配の実務を担当した進藤但馬といった吏僚かもしれない。 さらに注目すべきことに、史料(16)のように、慶長一七年五月九日に

16

仮遣之知行之事、弐百五十石、 慶長十七年 但四物成、 永代可致安堵者也、 仍如件

五月九日

大津藤右衛門とのへ

慶長六年以後、新たに獲得した地域であり、庄内の二〇〇を越える武士 点が伝わっている。すなわち、武士に対しても発給されている。庄内は、 また、史料 (16) 印という具合に、慶長一七年六月四日附最上義光寄進状と同じである。 を永代に安堵することを伝えている。その文書の様式は、 先に仮に遣わしていた生産高二百五〇石で、年貢率が四割の土地 (16) は、最上義光が慶長一七年五月九日附で大津藤右衛門に対 の筆跡は先述の丙のものである。そうした文書は一〇 横折紙に小黒

*57へも出されたのであろう。

ていたと考えられる。 結果、文書の発給方式に関しても、最上領統治のために、原則が確立し (一六〇一) 年には庄内地方も獲得し、五七万石の大大名となった。その の関ヶ原合戦に勝利したが、最上義光は家康に味方したために、慶長六 われたと考えられる。そもそも、徳川家康は、慶長五(一六〇〇)年九月 とすれば、C型黒印は、横折紙と併用した場合は、大量発給の際に使

六一一)年五月二二日付の最上義光C型黒印状が残っている*5º 黒印と横折紙のセットの文書が一点でも残っていたとすれば、その時期 の小黒印と横折紙がセットで使用されたのではないかと考えられる。 るかに小型で、捺しやすものである。それゆえ、大量発給に際してC型 大量な発給に向いている。さらに、C型黒印も、B型のものよりも、 に一○○点をも超える大量発給がなされたのではないかと推測される。 ところで、古文書学的には、横折紙は、竪紙に比較して薄礼であり*5% 山形市の常念寺文書には、史料(17)のように、横折紙の慶長一六(一 もしこうした仮説が成り立つとすれば、慶長六年以後において、C型

史料 (17

義光

(小黒印

乍少中野之内知行百石之所、進之候、地之有所、伊豆備後お尋尤候目出

慶長十六年 五月廿二日

義光

(黒印

常念寺

を寄進したことを伝えている。本文書は、慶長六年以降の文書で、かつ すなわち、最上義光が常念寺(現、山形市)に中野の内の百石の知行地

— *(10)* 69 —

えられる。 横折紙に小黒印であり、おそらく大量発給された文書のうちの一点と考

二日付で、翌年庄内地域で行ったように、土地の寄進を一斉に行ったと から判断すると、最上義光は、村山地域においても、慶長一六年五月二 村山地域には、最上義光文書の残存が少ない。だが、この常念寺文書

の確立を告げる画期であった。 ようするに、慶長一六、一七年は最上領五七万石における最上氏支配

第三節 切紙のC型小黒印状

のである。 のように六点あり、いずれも慶長一六(一六一一)年八月一二日付のも ところで、C型小黒印状には、切紙のものもある。管見によれば、表

では、残念なことに年付けの下にある最上義光の黒印が見過ごされてき 光文書である*60°もっとも、 古代・中世史料 上』*『において、すでに翻刻・紹介されてきたが、それ 史料(18)の文書は、「日枝神社文書」で、私が新たに発見した最上義 それは、 『鶴岡市史資料編 荘内史料集

る。

印がある。それゆえ、最上義光文書といえる。 ところが、日枝神社文書の現物を見ると、年付けの下に最上義光の黒

史料 18

御まほり

あふき 弐ほん

銀子 三匁

以上

つるか岡

下ノ山王大夫

慶長十六亥年八月十二日 (義光黒印)

御位之御しうきとして、わさとまてにさしあけ申され候、御めてたふく

たちま(進藤)

ミ_原の

光の命令を奉じており、用紙は切紙が使われている点に大きな特徴が 私信ではなく、公的な意味があったと考えられる。とはいえ、奉行が義 令を奉じている。内容は受取状であるが、年付けがあるように、単なる 就任へ対する御祝儀への礼状で、原美濃頼秀、進藤但馬安清が義光の命 就任した*©。すなわち、切紙のC型小黒印状は、いずれも従四位上少将 最上義光は、慶長一六(一六一一)年三月二三日付で従四位上少将に

四・二、横一七・二)で大変貴重である。原美濃頼秀、進藤但馬安清は 亀ヶ崎城主志村光安・光惟の家老であると考えられている*4°。本文書か たことがわかる。 らも、彼らが最上義光の意を受けて、庄内支配の実務を担う吏僚であっ あった*6。原美濃は大山城主下対馬守(治右衛門)の家老、進藤但馬は 各々、尾浦(大山)城代下秀久、亀ヶ崎(酒田)城代志村光安の家臣で とりわけ、史料(18)の文書は、写ではなく、原史料(大きさは縦二

花押や印判の据えられた書状

先述のように、大石直正氏は、伊達政宗文書などから、東北大名の特

— (11) 68 **—**

えるが、印判状と比較すればあてはまらない。 摘されている。そのことは、最上義光文書については、判物に限ればい 徴として判物、印判状よりも花押や印判の据えられた書状が多い点を指

型は二例、E型は七例ある。C型花押の書状が多いことがわかる。しか 花押が据えられたものは六例、B型花押は三例、C型花押は二七例、D たものは五七例がある。それらのうち、不明のもの一二例を除くとA型 数よりも少ないが、比較的多数残っている。そのうち、 管見に及んだ最上義光書状は一四二例で、残存する判物・印判状の総 C型のうち、 九例は 横折紙が使われている。 花押が据えられ

る。

わかる。とすれば、先述したようにB型は基本的に書状用に使用された C型の印判は一四例である。すなわち、B型が圧倒的に数が多いことが 例を除くと、 ものであったと考えられる。 他方、 印判が据えられた書状は六二例あり、そのうち、不明のもの一 A型の印判が据えられたのは一例、 B型の印判は四六例、

石の武将で、慶長六(一六〇一)年以降最上氏改易まで、鶴岡城代であっ (?—一六二四) から送られた端午の節句の祝物 (板物二反と酒肴) への ところで、史料(19)の某年五月五日付最上義光書状*5は、新関因幡 新関因幡は、 「最上義光分限帳」によれば、知行高六五〇〇

寸

史料

以上

為端午之祝儀、 謹言 板物弐端・酒肴到来候、

幾久珍重目出候、

猶重而可申越

五月五日

新関いなはとのへ

義光 (小黒印)

> れば、本文書は、慶長六年以降最上氏改易(一六二二)年までのものとな るようになると*
>
> で、横折紙に
>
> に型の
>
> 小黒印を使ったと
>
> 推測される。と
>
> す が届き、一斉に礼状を書いたはずである。とりわけ、家臣が一万を超え 端午の節句のお祝いの際には、義光のもとに家臣たちから数多くの祝儀 その文書は、横折紙(下部は裁断されている)に、C型小黒印である。

おわりに

ことによると考えられる。 る知行宛行や安堵などを嫌い、より義光の人格性が表れる判物を好んだ 印判状が判物にとってかわってしまうわけではない。それは、有力家臣 なるが、慶長六年以降においても判物で知行宛行を行っているように ことがわかる。とりわけ、天正期には多くの書状が残っている。 上義光の文書分析からも、 また、当初、判物で出されていた知行宛行なども印判状で出すように 以上、最上義光の判物、 (万石を超える石高を有する家臣が一五人*®)の存在が、印判状によ 判物と比して、比較的多くの書状が出された 印判状、書状について分析した。残存する最

正期に書状が多いのは、その時期は村山、新庄といった結局は有力家臣 使った官僚的支配が容易であった地域であったからであろう。他方、 た地域で、有力な家臣がおらず、義光の吏僚(原頼秀、進藤安清ほか)を 判状を庄内地域などに大量発給した。それは、有力家臣に支配をゆだね け慶長五(一六○○)年の長谷堂合戦(奥羽の関ヶ原合戦と言われる)に れる。最上義光は天正九(一五八一)年以来印判状を発給した。とりわ た村山地域とは異なり、庄内地域は慶長六年以後に義光が新たに獲得し ところで、先述のように印判状は、戦国大名の官僚制発展の指標とさ 江戸幕府体制下で五七万石の大大名となると、横折紙にC型印

— *(12)* 67 —

との関係は他の東北の戦国大名にも当てはまるかもしれない。の発給が少なかったことによるのだろう。こうした判物・印判状と書状に支配をゆだねた地域の支配が進んだ時期で、義光による判物・印判状

画期であったことを示すものである。 画期であったことを示すものである。 画期であったことを示すものである。 画期であったことを示すものである。とりわけ、横折紙にC型黒印状 と、大量発給に使われたものであり、それが大量に出されたのは、最上は、大量発給に使われたものであり、それが大量に出されたのは、最上は、大量発給に使われたものであり、それが大量に出されたのは、最上は、大量発給に使われたものであり、それが大量に出されたのは、最上は、大量発給に使われたものである。ところが、それらは、慶上義光の信仰心の篤さを示すものである。ところが、それらは、慶上義光の宗教心の篤さを示すものである。ところが、それらは、慶上義光の宗教心の篤さを示すものである。ところが、それらは、慶上義光の宗教心の篤さを示すものである。

上義光黒印状写」などが作成された重要な背景であったといえよう。 *?。それゆえ、最上義光の黒印状は江戸時代においても重要な意義を *?。それゆえ、最上義光の黒印状は江戸時代においても重要な意義を *のに対して、庄内地方には義光黒印状は江戸時代においても重要な意義を もったのである。それこそ、村山・最上地方のはほとんど残っていない のに対して、庄内地方には義光黒印状は、江戸時代においても東空な意義を 上義光黒印状を有する寺院を保護した。酒井家の寄付により朱印状 をいただいた寺院とともに、そうした寺(社)領の売買・質入れを禁じた のに対して、庄内地方には義光黒印状は、江戸時代においても決定的な

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

大いに参考となった。

2資料編15下』(山形県、一九七九)。 代中世史料1資料編15上』(山形県、一九七七)。『山形県史 古代中世史料・2 『山形市史史料編1最上氏関係史料』(山形市、一九七三)、『山形県史 古

武田『武田喜八郎著作集 巻1』<前注(1)>一七六頁。

る予定である)。彼らはほとんど花押を捺した判物と書状を出している。では、義光の跡を継いだ家親、家信の文書は扱っていない(別の機会に論じ*4 ここでは最上義光が発給または受信した文書のことである。なお、本稿

○六)など参照。 会、一九九七)、有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』(岩田書院、二○会、一九九七)、有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』(岩田書院、二○

*6 山室恭子『中世に生まれた近世』(吉川弘文館、一九九一)二二九頁など

一九九七)。 一九九七)。 一九九七)。

依拠したのは二六四点のようである。の長男)、家親(次男)、家信(孫)関係文書は四○○点を超える。山室氏がの長男)、家親(次男)、家信(孫)関係文書は四○○点を超える。山室氏が

最上義光文書の原本調査ができなかった。「最上義光文書」表の花押欄で下た。また、所有者が代わっていたり、散逸していて、残念ながら、すべての拠などを明記していないために、すべての文書を再調査せざるを得なかった。在押と印判の分類は『武田喜八郎著作集 巻1 山形県文化史の諸研究』

考察は、『山形市史 中巻 近世編』の執筆者の一人であった武田喜八郎のと羽州探題職」(『駒沢史学』二八、一九八一)。最上義光文書の古文書学的中巻 近世編』(山形市、一九七一)。粟野俊之「戦国大名最上氏の領国形成

誉田慶恩『奥羽の驍将―最上義光』(人物往来社、一九六七)、『山形市史

著作集である『武田喜八郎著作集

巻 1

山形県文化史の諸研究』(小松印

でである。 ・ 本稿

・ 本稿

・ 本稿

・ 本稿

・ 本稿

— *(13)* 66 —

- *4 『東根市史 編集資料 第八号 里見家文書 2』 <前注(13)>一頁。 *13 『東根市史 編集資料 第八号 里見家文書 1』(東根市、一九八○) | *20 『新編庄内人名辞典』(庄内人名辞典刊行会、一九八六)の「下勘七郎」の 氏については、『東根市史 通史編上巻』(東根市、一九九五)二九五頁など 根)景佐の子源右衛門(親宜)が「高壱万弐千石」と記載されている。里見 萩生田を「最上義光分限帳」に見える高百石の義光配下の下級武士とする。 項参照。 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>九三頁では里見(東 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>二三八頁。 大沢『青葉城資料展示館研究報告 特別号』<前注(10)>四六頁では、
 - ただ、残念なことに長源寺の「最上義光分限帳」を見ることができない。 によれば山形市内の長源寺に伝わる「最上義光分限帳」には見えるという。 平清水氏は「最上義光分限帳」には見えない。だが、武田喜八郎のご教示 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一七四頁。 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一七四頁。 『山形県史 古代中世史料1資料編15上』<前注(2)>三五三頁
- された横折紙の判物から、慶長一五年では竪紙の判物が出されている。そ れは平清水氏が千石扶持から三千石扶持の武将へ出世したことによるので 史料(4)・(15)のように、平清水氏には慶長八年段階ではA型花押が捺

印判状については佐藤進一『新版 古文書学入門』<前注(2)>など参

- 『山形市史 中巻』 <前注 (1) > 一五〇~一五三頁
- 鈴木「最上義光の印判状」<前注(1)>参照。
- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一六二頁

- と記したのは、花押が捺されていることはわかっているが、どの型のかわか *26 庄内古文書影写集所収文書『山形県史 三五八頁。
- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一六二頁
- 『山形市史 中巻』<前注(1)>一五一頁。

○○一)三三頁では元亀元年に義光は家督を継いだとする。

大沢慶尋『青葉城資料展示館研究報告 特別号』(青葉城資料展示館、二

らないものである。

武田『武田喜八郎著作集 巻1』<前注(1)>二〇三頁

***** 30

- 表では、№56の最上義光の一一月八日附三坂越前守宛書状が天正一五年一 ○月以後でB1型の印章が捺されている。しかし、内容的には天正一五年 だより』五号、一九九九)によればB1型とB2型とは天正一五年一○月の 庄内占領を画期として変化があり、B1型からB2型へ変わったとする。 安部俊治「庄内占領を記す未紹介の最上義光書状について」(『本間美術館 ○月以前でもよい。後考を期したい。
- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一六九頁
- 義光寄進状の写真が掲載されている。 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一七〇頁には本最上

***** 32

***** 31

- ***** 33 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一七〇頁
- ***** 35 ***** 34 『日本国語大辞典6』(小学館、二〇〇一)の「七徳」による。
- ***** 36 『山形県史 古代中世史料1』<前注(2)>三三〇頁。 『日本国語大辞典』、鈴木「最上義光の印判状」<前注(1)>九頁。
- ***** 37 鈴木「最上義光の印判状」<前注(1)>。
- 武田『武田喜八郎著作集 巻1』<前注(1)>二〇三頁

***** 38

- 武田『武田喜八郎著作集 巻1』 <前注(1) >二四四頁に写真がある。
- ***** 39 ***** 40 上義俊にもどされた。これについては、松尾「近世の仏教7」(『大法輪』二 その事情とは、光明寺が一時期無住となり、火災もあったりしたので、最
- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>二五七頁。

〇一三年一一月号)参照。

- ***** 42 うな遠賀神社関係の文書は翻刻されていない。大沢敦志氏より井岡寺文書 の貸与を受け、調査することができた。ご協力に感謝の意を表します。 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>には、史料(1)のよ
- ***** 43 井岡寺文書(『山形市史史料編1最上氏関係史料』〈前注(2)〉)二二八
- *4 井岡寺文書。前注 <u>42</u>

— *(14)* 65 –

古代中世史料1』<前注

 $\stackrel{\bigcirc{2}}{\vee}$

- 鶴岡市郷土資料館「SL511」。本資料の所在を教えていただいた鶴岡市郷 井岡寺については、大沢敦志『井岡寺縁起』(井岡寺、二〇〇九)参照。
- 本間勝喜『床内藩』(現代書館、二〇〇九)第三章による。

土資料館の秋保良氏に感謝の意を表します。

- 和算史料26)は「享保最上義光黒印状写」を完全に写しており、それにより い。だが、鶴岡市郷土資料館所蔵「少将出羽守最上義光黒印状写」(遠藤正-「享保最上義光黒印状写」は末尾が欠けており作成の理由がはっきりしな
- *49 「享保最上義光黒印状写」に基づいて『荘内史料集 古代・中世史料 上』 「享保最上義光黒印状写」作成の理由がわかる。
- (鶴岡郷土資料館、二〇〇二) 二九九・三〇〇頁に黒印状が図表化されてい たとえば鶴岡般若寺の場合 (表17) は寺の 「堪忍分」 (維持費) として最上
- 義光の倉米(直轄倉)が支給されている。
- *51 「雞肋編所収文書」(巻51)『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2) >二〇八頁。
- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>二三〇頁。
- 田中淑子氏所蔵文書。
- 「最上義光関連文書」表の「典拠・備考」欄の甲・乙・丙という記述参照。
- *55 「金峰神社文書」『山形市史史料編1最上氏関係史料』△前注(2)>二二 七頁の原頼秀添状の字と乙の筆跡は似ている。

*56 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>二〇三頁。本文書の

- 載っている。 写真が『最上義光歴史館開館記念展図録』(山形市教育委員会、一九八九)に 『山形市史 中巻 近世編』(<前注(1)>、六三頁)では最上義光の兵
- が慶長五(一六〇〇)年頃一万名であったするが、『最上記』「於天童原馬揃 之事」では庄内の家臣の騎馬数は二五〇騎だったという。
- 佐藤進一『新版 古文書学入門』〈前注(3)〉一六二・一六三頁。
- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一六五頁。
- 鶴岡市立郷土資料室所蔵「日枝神社文書」二。
- 『鶴岡市史資料編 荘内史料集 古代・中世史料 上』(鶴岡市、二〇〇二)。
- 「寛永諸家譜(最上氏)」(『山形市史史料編1最上氏関係史料』/前注(2)

- *63 『新編 庄内人名辞典』(庄内人名辞典刊行会、一九八六)の原美濃頼秀、 進藤但馬安清の項目参照。
- 最上義光歴史館のホームページ「最上家臣余録」を参照されたい。

***** 64

- 『山形市史史料編1最上氏関係史料』<前注(2)>一六一頁
- 『鶴岡市史 上巻』(鶴岡市役所、一九六二)一六一頁。

***** 67 ***** 66 ***** 65

***** 68

- 『山形市史 中巻 近世編』<前注(1)>六三頁。
- 四万五千石を最高に、一万石以上の上級武士が一五人もいた。 『山形市史 中巻 近世編』<前注(1)>六六頁によれば、本城豊前守の
- 『鶴岡市史 上巻』<前注(66)>一九五頁。
- 『飽海郡誌 上巻3』(名著出版、一九七三)一七七頁参照

***** 70 ***** 69

して感謝の意を表します。 本稿作成に際して、井岡寺、慈光明院、光明寺他の御協力を得ました。 記

— *(15)* 64 —

最上義光関連文書

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
1	1570 (永禄 13) 年 1 月吉日	最上義光言上状	立石寺	立石寺文書・山形市史 169	А	*
2	1572 (元亀3) 年3月17日	最上義光知行宛行状写	萩生田弥五郎	秋田藩家蔵文書・山形市史 238・竪紙	А	*
3	?1577 (天正 5) 年 8 月 24 日	最上義光書状	白鳥長久カ	『武田喜八郎著作集 1』248 頁、天正 4、 5 年頃とする・竪紙	*	В
4	?1578 (天正 6) 年 5 月 10 日	最上義光知行宛行状写	里見越後守	県史上 146	?	?
5	1579 (天正7) 年8月28日	最上義光祈願状	湯殿山カ	県史上 258·山形市史 287·竪紙	А	*
6	?1581 (天正 9) 年 4 月 10 日	最上義光書状	和田美作守	安倍文書(『湯沢山形市史』の口絵)・山 形市史 258・竪紙	*	В1
7	?1581 (天正9) 年5月(梅) 16日	最上義光書状写	(砂越) 也足軒	県史上 361	A?	*
8	?1581 (天正 9) 年 5 月 (梅) 19 日	最上義光書状写	西野修理亮(道俊)	旧『山形県史 巻1』(山形県内務部、 1920) 636·山形市史287	*	В
9	1581 (天正9) 年8月5日	最上義光知行宛行状	神主 (神保) 八郎	専称寺文書・山形市史 162・竪紙	*	А
10	1581 (天正 9) 年 9 月 12 日	最上義光知行宛行状	卯鶴	高橋文書・山形市史 257・竪紙	*	С
11	?1582 (天正 10) 年 3 月 22 日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史上 925	*	В
12	?1582 (天正 10) 年 8 月 7 日	最上義光書状	大崎殿 (義隆)	横手市史史料編古代·中世 417、古川市 史 7、154	А	*
13	?1582 (天正 10) 年 11 月 25 日	最上義光書状	下国 (愛季)	『山形県史』所収文書·山形市史 288·竪 紙	А	*
14	?1583 (天正 11) 年 4 月 1 日	最上義光書状写	古口 (秋穂飛騨)	県史上 162、山形市史 212	F	*
15	?1584 (天正 12) 年 2 月 21 日	最上義光書状	関口能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史 238	*	B2
16	1584 (天正 12) 年 3 月 4 日	最上義光知行宛行状	山家九郎二郎	安倍文書・山形市史 258・竪紙	*	С
17	?1584 (天正 12) 年 5 月 13 日	最上義光書状	高森 (留守政景)	砂金文書、県史 528 頁、仙台市史 1(別冊)· 竪紙	А	*
18	?1584 (天正 12) 年 6 月 12 日	伊達政宗書状	最上義光	兵庫県立博物館・竪紙	*	*
19	?1584 (天正 12) 年 5 (梅) 月 27 日	最上義光書状	片倉小十郎	片倉文書、県史 848	*	B1 カ
20	?1585 (天正 13) 年 5 月 2 日	最上義光書状	庭月	国会図書館文書·山形市史 279、県史上 925・竪紙	*	В1
21	1585 (天正 13) 年 8 月 26 日	最上義光知行宛行状	鈴木九郎二郎	鈴木文書・山形市史 179・竪紙	*	В1
22	1586 (天正 14) 年 1 月 1 日	最上義光寄進状	立石寺衆徒	立石寺文書・山形市史 169・竪紙	*	В1
23	?1586 (天正 14) 年 1 月 7 日	最上義光書状	東禅寺筑前守	湯田川大塚甚内氏所蔵、古代・中世史料 上巻 198, 口絵に写真あり、『山形県史』 377・竪紙	*	B1
24	?1586 (天正 14) 年7月3日	最上義光書状	伊泉大膳亮	山形市史 161, 山形県史 444・竪紙(鳥の 子紙)	*	B1
25	? 1586 (天正 14) 年 8 月 5 日	最上義光書状	伊達 (政宗)	伊達文書·山形市史 269、県史 573・竪 紙	*	В1
26	1587 (天正 15) 年 2 月 28 日	最上義光知行宛行状	境介次郎	岡田文書・山形市史 182、『河北町の文 化財』河北町教育委員会、2004、122・竪 紙(鳥の子紙)		С
27	?1587 (天正 15) 年 5 月 11 日	最上義光書状	堀江長門守	堀江文書·山形市史 272、県史上 849、 仙台山形市史 1、430・竪紙	*	В1
28	?1587 (天正 15) 年 6 月 14 日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 275・竪紙	*	B1
29	?1587 (天正 15) 年 6 月 18 日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 275・竪紙	*	В1
30	?1587 (天正 15)年7月2日	最上義光書状	勝間田右馬亮	慈光明院文書・竪紙(鳥の子紙)	*	В1
31	?1587 (天正 15) 年 10 月 22 日	最上義光書状	西野修理亮 (道俊)	藤田文書(東大史料影写本)・竪紙か	*	B2
32	?1587 (天正 15) 年 11 月 24 日	最上義光書状	西野修理亮	本間美術館文書・山形市史 199・竪紙	*	B2
33	1588 (天正 16)年1月24日	最上義光知行宛行状	?	吉田文書・山形市史 190	*	В
34	?1588 (天正 16)年2月1日	最上義光書状	石川長門守 (隆重)	石川文書(東大史料)・山形市史 281	*	B2
35	?1588 (天正 16)年2月6日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史 163	*	黒印カ
36	?1588 (天正 16) 年 2 月 12 日	最上義光書状写	?	経眼古文書所収文書、県史 403·404	*	В
37	?1588 (天正 16) 年 2 月 13 日	最上義光書状	沼辺 (隆茂)	武田文書·山形市史 168、山形県史 223・ 224、慈光明院文書・竪紙(鳥の子紙)	*	B2
38	?1588 (天正 16) 年 2 月 16 日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史上 925·山形市史 289	*	В

	,					
no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
39	?1588 (天正 16) 年 2 月晦日	最上義光書状	岩屋能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史 253、山形県 史 475・竪紙	*	B2
40	?1588 (天正 16) 年 3 月 9 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、571	*	*
41	?1588 (天正 16) 年 3 月 17 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
42	?1588 (天正 16) 年 3 月 17 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
43	?1588 (天正 16) 年 3 月 28 日	最上義光書状	中山図書助	藤井文書・山形市史 200 (本間美術館) 山形県史 407・408・竪紙	*	B2
44	?1588 (天正 16) 年 4 月 6 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
45	?1588 (天正 16) 年 5 月 3 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
46	?1588 (天正 16)年5月17日	最上義光書状	小介川治部少輔	県史 164·山形市史 289	*	B2
47	?1588 (天正 16) 年 7 月 8 日	最上義光書状	東	伊達文書·山形市史 265·266·竪紙 2 紙 継	*	*
48	?1588 (天正 16) 年 7 月 18 日	最上義光書状	小介川治部大輔	秋田藩家蔵文書·山形市史 251·『山形 県史』所収文書·山形市史 290	*	B2
49	?1588 (天正 16) 年 7 月 19 日	最上義光書状	戸蒔甲斐守	古文書雑纂 1、東史影本、県史 445	*	Вカ
50	1588 (天正 16) 年 7 月 25 日	最上義光過所	末吉平次郎	県史下 581、東末吉文書・折紙	*	В
51	?天正 16 (1588) 年 8 月 13 日	最上義光書状写	仁賀保兵庫頭	秋田藩家蔵文書・山形市史 242	*	B2 カ
52	?天正 16 (1588) 年 8 月 25 日	最上義光書状	上下旬長吏	戸川安章氏所蔵・山形県史下 533・竪紙	*	B2
53	?1588(天正 16)年9月9日	最上義光書状写	葛西 (晴信)	県史166、古川市史7、172	*	В
54	?1588(天正 16)年 10月 11日	最上義光書状	奥山丹波守	秋田藩家蔵文書・山形市史 250、横手山 形市史 443、県史 465・竪紙	*	B2
55	?1588(天正 16)年 10月 11日	最上義光書状	戸蒔右京亮	戸蒔文書・山形市史 184・185・竪紙	*	B2
56	?1588(天正 16)年 10月 11日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 276・竪紙	*	B2
57	?天正 16 (1588) 年 11 月 5 日	最上義光書状	鈴木能登守	県史上 223	F	*
58	?1588(天正 16)年11月8日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史 276・竪紙	*	В1
59	?1588(天正 16)年 18 日	最上義光書状	東	伊達文書・山形市史 266・267・268・269	*	*
60	?1588(天正 16)年	最上義光書状	東カ	伊達文書・山形市史 260・竪紙	*	*
61	?1588(天正 16)年	最上義光書状	東 (よな沢たけこ)	伊達文書・山形市史 262・竪紙 2 紙継	*	*
62	?1589(天正 17)年1月12日	最上義光書状	石川内膳正(昭光カ)	越後古文書集雑文書·山形県史 917· 918、『新潟県史 資料編4中世2』332 頁·竪紙	*	B2
63	1589(天正 17)年?年2月5日	最上義光書状	玄悦	伊達文書・山形市史 269・竪紙	*	B2
64	1589(天正 17)年?年 2 月 12 日	最上義光書状	ひかし	伊達文書·山形市史 263·264·265·竪 紙 4 紙継ぐ	*	*
65	1589 (天正 17) 年 2 月 20 日	最上義光安堵状	青木総兵衛 (カ)	青木文書・山形市史 182・竪紙	*	С
66	?1589 (天正 17) 年 3 月 1 日	最上義光書状	ひがし	伊達文書・山形市史 262・竪紙 2 紙継	*	*
67	?1589 (天正 17) 年 13 日	最上義光書状	ひかし	伊達文書·山形市史 260·261·竪紙 2 紙 継	*	*
68	?1589 (天正 17) 年 17 日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史 259・竪紙 2 紙継	*	*
69	?1590 (天正 18) 年 2 月 4 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、573	*	*
70	?1590 (天正 18) 年 3 月 22 日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、573	*	*
71	?1590 (天正 18) 年 4 月 27 日	最上義光書状	下国	松沢文書·山形市史 200·竪紙	*	B2
72	?1590 (天正 18) 年7月4日	最上義光書状	浅野(長政)	県史 993、大日本史料 12-13、581	А	*
73	?1591 (天正 19) 年 5 月 3 日	最上義光書状	?	庄司喜与太 (大石田) 氏所蔵, 県史 169、 吉江文書の原本・横折紙	B1	*
74	?1591 (天正 19) 年 7 月 28 日	相馬義胤書状写	最上義光	県史 446	?	?
75	?1591 (天正 19) 年 8 月 12 日	最上義光書状写	小介川治部少輔、仁賀保 兵庫頭、滝沢又五郎、岩 屋能登守、内越宮内少輔、	秋田藩家蔵文書 43-114・山形市史 249	B1	*
76	?1591 (天正 19) 年年 9 月 3 日	最上義光書状	?	庄内古文書影写集 2、県史 15 上 358 · 竪 紙	*	A
77	?天正年中4月27日	最上義光書状	片倉小十郎	片倉文書(東大史料)· 山形市史 280, 県 史 848	*	B2

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
78	?天正年中7月29日	最上義光書状	?	古川市史7、156、249、鴇田家文書·竪 紙	А	*
79	?1592(文禄 1)年 3月 28日	最上義光書状	蔵増大膳亮	立石寺文書・山形市史 171・切紙	В1	*
80	?1593 (文禄 2) 年 5 月 18 日	最上義光書状	いらこ信濃	伊達文書・山形市史 270・継紙	D	*
81	1594 (文禄 3)年 1 月 28 日	最上義光知行宛行状	光明寺	光明寺文書·山形市史 161、県史 211 横 折紙	B2	*
82	1594 (文禄 3)年 5 月日	最上義光制札写	光明寺	光明寺由来記、県史下 298	?	?
83	1594 (文禄 3)年7月7日	最上義光寄進文言	光明寺	光明寺	*	B2
84	1595 (文禄 4)年 11 月 8 日	最上義光制札	鳥海・月山両所神?	鳥海·月山両所神社、県史下 296	F	*
85	1598 (慶長3) 年8月2日	最上義光掟書	専称寺	専称寺文書・山形市史 162・竪紙	C1	*
86	1599 (慶長4) 年8月27日	最上義光書状	中山玄蕃、志村伊豆守	常念寺文書、山形市史 164・継紙	C1	*
87	1600 (慶長 5)年 4 月	最上義光伝馬証	(大行院)	朝日町史編集資料大沼大行院文書 7 号 伝馬印·切紙	*	D
88	?1600 (慶長5) 年5月7日	最上義光書状写	仁賀保、赤津、滝沢	秋田藩家蔵文書・山形市史 248	C1	*
89	?1600 (慶長5) 年7月7日	徳川家康書状写	最上義光	横手市史 577、県史 574	*	*
90	?1600 (慶長5) 年7月21日	最上義光書状	小野寺遠江守 (義道)	山形県史 15 下、583 頁、横手市史史料編中世補遺 2、7 頁・切紙	C1	*
91	?1600 (慶長5) 年7月23日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
92	?1600 (慶長5) 年7月29日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
93	?1600 (慶長5) 年8月13日	南部利直起請文写	最上義光	県史下、576	*	*
94	?1600 (慶長5) 年8月18日	最上義光書状写	直江山城守兼続	『山形県史』所収文書·山形市史 291	?	?
95	1600 (慶長5) 年8月20日	最上義光起請文	戸沢九郎五郎 (政盛)	戸沢文書・山形市史 184・牛王宝印	C1	*
96	?1600 (慶長5) 年8月27日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
97	?1600 (慶長5) 年8月28日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
98	?1600 (慶長5) 年9月7日	最上義光書状	佐竹久四郎	國學院大學研究室文書・山形市史 283	*	В
99	?1600 (慶長5) 年9月13日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書 (巻 101)・山形市史 209	F	*
100	1600 (慶長5) 年9月21日	最上義光願文写		山形県史下 522、工藤文書(山大博物館 所蔵)・竪紙	*	*
101	?1600 (慶長5) 年9月22日	最上義光書状	上野 (留守政景)	留守文書・山形市史 273	C1	*
102	?< 1600 (慶長5) 年9月>23日	最上義光書状	上野 (留守政景)	「性山公治家記録」所収文書・山形市史 274、山形県史 518(留守文書)	*	*
103	?1600 (慶長5) 年10月1日	最上義光書状	伊上州 (留守政景)	留守文書・山形市史 273・県史 524	*	*
104	?1600 (慶長5) 年10月3日	最上義光書状	伊上州 (留守政景)	留守文書·山形市史 274·県史 524·竪 紙	*	*
105	?1600 (慶長5) 年10月8日	最上義光書状	秋藤(秋田実季)	秋田家文書、山形市史 272、横手山形市 史史料編古代・中世 595、『山形県史』 1003 - 1005・切紙	C1	*
106	?1600 (慶長 5) 年 10 月 13 日	最上義光書状写	竹貫三河守	『山形県史』下 565(会津四家合考所収文書)	?	?
107	?1600 (慶長5) 年10月15日	最上義光書状	伊上野 (留守政景)	留守文書・山形市史 273・折紙	C1	*
108	?1600 (慶長5) 年10月17日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
109	?1600(慶長5)年10月20日	最上義光書状	伊上州 (留守政景)	留守文書・山形市史 274・竪紙	*	*
110	?1600(慶長5)年10月22日	最上義光書状	伊上州 (留守政景)	留守文書・山形市史 274・折紙	C1	*
111	?1600(慶長5)年10月24日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、576	*	*
112	?1600 (慶長5) 年11月8日	最上義光書状	伊達政宗	伊達文書·山形市史 182·183、大日本史 料 12-13、581	С	*
113	?1601 (慶長6) 年3月27日	最上義光書状	田辺内記	雞肋編所収文書(巻200)·山形市史 213·石川文書·山形市史282·横折紙	C2?	*
114	?1601 (慶長6) 年3月27日	最上義光書状写	広川喜右衛門	雞肋編所収文書(巻 200)·山形市史 213·横折紙	C2?	*
115	?1601 (慶長6) 年3月27日	最上義光書状写	藤田守右衛門	雞肋編所収文書(巻 200)·山形市史 214·横折紙	C2?	*
116	?1601 (慶長6) 年3月27日	最上義光書状写	佐藤喜兵衛	山形県史 400、目の幸所収文書・横折紙 か	C2	*
117	?1601(慶長 6)年 6 月 21 日	最上義光書状	下勘七郎	鶴岡市立郷土資料館・横折紙	*	*

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
118	1602 (慶長7) 年7月23日	最上義光知行宛行状	里見薩摩(景佐)	東根市史里見家文書 1・横折紙	C2	*
119	1602 (慶長7) 年7月23日	最上義光知行宛行状	里見薩摩(景佐)	東根市史里見家文書 2 · 横折紙	C2	*
120	1603 (慶長8) 年3月17日	最上義光詠歌額	千手堂	千手堂、山形市史 313	*	*
121	1603 (慶長8) 年4月11日	最上義光知行宛行状	平清水下野	平清水文書・山形市史 174・横折紙	А	*
122	?年5月5日	最上義光書状	新関因幡	山形市史 161·横折紙	*	С
123	1604 (慶長9) 年閏8月2日	最上義光書状	北楯大学利長	最上川土地改良区所蔵・横折紙	C2	*
124	1606 (慶長11) 年1月3日	最上義光書状	志村伊豆、坂紀伊	東根市史里見家文書 3 · 横折紙	C2	*
125	?1606 (慶長11) 年2月7日	最上義光書状	東根薩摩 (景佐)	東根市史里見家文書 5 · 横折紙	C2	*
126	?1606 (慶長11) 年2月7日	最上義光書状	志村伊豆、坂紀伊	東根市史里見家文書 4·横折紙	C2	*
127	1609(慶長 14)年2月18日	最上義光感状	平楽寺友衛門	最上義光歴史館の写真・横折紙	B1	*
128	?1609(慶長 14)年 9 月 1 日	本多正信他連署状写	最上義光	県史上 489	*	*
129	1610 (慶長 15) 年 6 月 26 日	最上義光知行宛行状	平清水下野義行	平清水文書・山形市史 174・竪紙	А	*
130	?1611 (慶長 16) 年 5 月 1 日	最上義光書状	北楯大学	北楯利久氏(北舘神社神主)所蔵文書・ 山形市史232・横折紙	D	*
131	1611 (慶長 16) 年 5 月 22 日	最上義光寄進状	常念寺	常念寺文書・横折紙	*	С
132	?1611 (慶長 16) 年 6 月 10 日	最上義光書状	北館大学・北館兵部少輔	北館文書·山形市史 234·横折紙	C2	*
133	?1611 (慶長 16) 年 8 月 5 日	最上義光書状写	北館大学	「目の幸」, 古代・中世史料上巻 269	C2	*
134	1611 (慶長 16) 年 8 月 12 日	最上義光受取状	つるか岡下ノ山王大夫	日枝神社文書 2・切紙	*	С
135	1611 (慶長16) 年8月12日	最上義光受取状	きんほうみなみのほう	金峰神社文書・山形市史 227・切紙	*	С
136	1611 (慶長 16) 年 8 月 12 日	最上義光受取状	市田五左(右カ)衛門	庄内古文書影写集 1 (SL82-1)、山形市 史 213、県史 424・切紙	*	С
137	1611 (慶長 16) 年 8 月 12 日	最上義光受取状	とさハきんさへもん	秋田藩家蔵文書 45 冊 37 丁、山形市史 250・切紙か	*	С
138	1611 (慶長 16) 年 8 月 12 日	最上義光受取状	なが山わかさ(長山若狭)	秋田藩家蔵文書・山形市史 251・切紙か	*	С
139	1611 (慶長 16) 年 8 月 12 日	最上義光受取状	鶴岡四所宮	「郷社春日神社調書」鶴岡市立郷土資料 館 SL2706・切紙か	*	С
140	?年 10 月 14 日	最上義光書状	小国摂津守	折原文書・山形市史 176・横折紙	C2	*
141	1612 (慶長 17) 年 5 月 9 日	最上義光安堵状写	戸沢金左衛門	秋田藩家蔵文書・山形市史 250	*	С
142	1612 (慶長 17) 年 5 月 9 日	最上義光安堵状写	高山喜兵衛	鶴岡高山昌久蔵、, 古代・中世史料上巻 271、口絵に写真あり・横折紙、丙	*	С
143	1612 (慶長 17) 年 5 月 9 日	最上義光安堵状写	長山若狭	秋田藩家蔵文書・山形市史 251	*	С
144	1612 (慶長 17) 年 5 月 9 日	最上義光安堵状	須佐太郎兵衛	須佐文書、県史 375·横折紙、丙	*	С
145	1612 (慶長 17) 年 5 月 9 日	最上義光安堵状	?	本楯大物忌神社所蔵文書・横折紙、乙	*	С
146	1612 (慶長 17) 年 5 月 9 日	最上義光安堵状	?	雞肋編所収文書 (巻 200)·山形市史 212·横折紙	*	C?
147	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	市田五右衛門	雞肋編所収文書 (巻 200)·山形市史 213、 県史 424・425・横折紙	*	С
148	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	和田越中	雞肋編所収文書 (巻 200)・山形市史 214	*	C?
149	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	和田左衛門	雞肋編所収文書 (巻 200)・山形市史 214	*	C?
150	1612 (慶長17) 年5月9日	最上義光安堵状	大津藤右衛門	大津文書・山形市史 203・横折紙、丙	*	С
151	?1612(慶長17) 年5月9日	最上義光書状	北楯大学	北楯文書·山形市史 233	Е	*
152	?1612(慶長 17) 年 5 月 15 日	最上義光書状	小国津の守	県史 376	Е	С
153	?1612(慶長 17) 年 5 月 15 日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵、狩川八幡神社 文書・山形市史 236・横折紙	*	С
154	??1612(慶長 17) 年 5 月 18 日	最上義光書状	北楯大学	狩川八幡神社文書·山形市史 236	*	С
155	??1612(慶長 17) 年 5 月 18 日	最上義光書状	北楯大学	北楯文書・山形市史 234・竪紙 (横折紙 を裁断し、貼り継ぎ1 紙として使用)	*	С
156	?1612 (慶長 17) 年年 5 月 28 日	最上義光書状	大津助丞とのへ	大津文書・山形市史 204・横折紙か	Е	С
157	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	河北一条八幡大夫衆	一条八幡神社文書、山形市史 201、享保· 横折紙	*	С
158	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	下山添村八幡戸之内	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 207、 享保・横折紙か	*	C?
159	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	下山添村八幡大夫	享保・横折紙か	*	C?

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
160	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	下山添村之八幡役者免	田中淑子所蔵、享保・横折紙、甲	*	С
161	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	下山添村八幡的射免	下山添八幡宮所蔵、享保・横折紙、甲	*	С
162	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	下山添村之八幡不動免	享保・横折紙か	*	C?
163	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	下山添村之八幡法分	享保・横折紙か	*	C?
164	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現掃部	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 207、 享保・横折紙か	*	C?
165	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現掃部	享保・横折紙か	*	C?
166	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現大夫	享保・横折紙か	*	C?
167	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現戸之 内	享保・横折紙か	*	C?
168	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	庄内河北飛鳥観音寺衆徒	享保、『飽海郡誌 中』巻6、40・横折紙か	*	C?
169	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	金注連	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 207、 日枝神社文書 SL105、享保・横折紙、乙	*	С
170	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	金峰山学頭坊	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 207、 享保・横折紙か	*	C?
171	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	庄内鶴岡常念寺	常念寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、 山形市史 230、<雞肋編所収文書(巻 51)・山形市史 208 と同じか>、享保・ 横折紙、丙	*	С
172	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高安寺隠居圓用院	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 208、 享保・横折紙、乙	*	С
173	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高安寺	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 208、 県史 368、享保・横折紙、乙	*	С
174	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	庄内鶴岡般若寺侍衣印	雞肋編所収文書 (巻 51)・山形市史 208、 享保、目の幸一(鶴岡般若寺所蔵)・横 折紙か	*	С
175	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	藤嶋村法眼寺	雞肋編所収文書 (巻 123)・山形市史 211・横折紙か	*	C?
176	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	亀崎八幡別当	雞肋編所収文書 (巻 193)・山形市史 211、 享保・横折紙か	*	C?
177	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	亀ケ崎山王大夫	享保、『飽海郡誌上』巻 3、129・横折紙、 乙	*	С
178	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北落臥永泉寺	享保、鶴岡郷土資料館写真・横折紙、乙	*	С
179	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	金峰山権現仏供免	金峰山神社文書・山形市史 227、享保・ 横折紙、乙	*	С
180	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山北之坊	享保・横折紙	*	C?
181	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山南之坊	享保・横折紙	*	C?
182	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	金峰山蔵王坊	享保・横折紙	*	C?
183	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	庄内河北蕨岡鳥海山衆徒 中	享保、『飽海郡誌上巻 2』94・横折紙	*	C?
184	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村観音仏供灯明分	井岡寺文書・山形市史 228、享保・横折 紙、乙	*	С
185	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村学頭	井岡寺文書・山形市史 228、享保・横折 紙、乙	*	С
186	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村釈迦院	井岡寺文書・山形市史 228、享保・横折 紙、乙	*	С
187	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村不退坊	井岡寺文書・山形市史 229、享保・横折 紙、乙	*	С
188	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村威徳院	井岡寺文書・山形市史 229、享保・横折 紙、乙	*	С
189	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村大学坊	井岡寺文書・山形市史 229、享保・横折 紙、乙	*	С
190	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村円光坊	井岡寺文書・山形市史 229、享保・横折 紙、乙	*	С
191	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	井岡村枝林坊	井岡寺文書・山形市史 229、享保・横折 紙、乙	*	С
192	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村大夫	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	С
193	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村堂聖	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	С
194	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	井岡村戸内大夫	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	С

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
195	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	井岡村御子	井岡村文書、享保・横折紙か	*	С
196	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村承仕	井岡村文書、享保・横折紙か	*	С
197	1612(慶長 17) カ年 6 月 4 日	最上義光寄進状	下田河八幡別当	田川八幡神社文書·山形市史 230、享保· 横折紙、乙	*	С
198	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	長泉寺	長泉寺文書(鶴岡市史、上巻 187p)、県 史 367、享保・横折紙、乙	*	С
199	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	高安寺隠居円用院	県史 368、享保·横折紙、乙	*	С
200	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	鶴岡四所之宮四所之大夫	四所宮文書(鶴岡市史、上、p197)、享 保、鶴岡郷土資料館(sl2059)にコピー あり。横折紙、甲	*	С
201	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	播磨京田村勝伝寺	斉藤文書・山形市史 232、『鶴岡の文化 財』95 頁、勝伝寺文書(鶴岡市教育委員 会写真)・横折紙、乙		С
202	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	狩川村八幡大夫	狩川八幡神社文書、享保・横折紙	*	С
203	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	庄内河北朝日山八幡別当	朝日文書・山形市史 280、県史 426、享 保、「酒田の文化財」に写真あり・横折 紙、乙		С
204	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	羽黒山執行	玉蔵坊文書 2-137(2)、鶴岡市史古代・ 中世史料下 435・横折紙(下裁断)、乙	*	С
205	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	羽黒 藤左衛門、次郎左衛門、玄蕃、八郎左衛門	玉蔵坊文書 2-140、鶴岡市史古代·中世史料下 435・横折紙(下裁断)、丙	*	С
206	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山修理大夫	杉尾神社文書 (馬町菅原泰典所有文書)、 享保・横折紙、乙	*	С
207	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山学頭坊	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保・横折紙、乙	*	С
208	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山神宮寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保・横折紙、乙	*	С
209	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山八幡大夫	馬町阿部憲五所蔵(鶴岡市教育委員会)、 享保・横折紙	*	С
210	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山兵部大夫	享保・横折紙か	*	C?
211	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	杉尾山渡会大夫	享保・横折紙か	*	C?
212	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	杉尾山笛吹大夫	享保・横折紙か	*	C?
213	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	杉尾山左近大夫	享保・横折紙か	*	C?
214	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	杉尾山式部大夫	享保・横折紙か	*	C?
215	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	杉尾山民部大夫	享保・横折紙か	*	C?
216	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山輿かき免三郎左衛 門	馬町菅原幸志所蔵(鶴岡市教育委員会)、 享保・横折紙、乙	*	С
217	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山地蔵院	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙	*	С
218	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山吉祥寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙	*	С
219	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山金勝寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙	*	С
220	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山金光坊	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保・横折紙、乙	*	С
221	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山少観寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙	*	С
222	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山中里神子	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙	*	С
223	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山伊勢神子	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙乙	*	С
224	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	杉尾山大工	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享 保·横折紙、乙	*	С
225	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	吉祥寺	享保・横折紙	*	C?
226	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	鶴岡新山	日枝神社文書 3 号(鶴岡市立図書館所蔵)、享保・横折紙、甲	*	С
227	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	庄内河北新山最勝寺衆徒	享保・横折紙か	*	C?
228	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	鶴岡下之山王宮大夫	日枝神社文書 1 号(鶴岡市立図書館所蔵)、享保・横折紙、甲	*	С
229	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	鶴岡下之山王戸之内	享保・横折紙	*	C?

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
230	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	鶴岡下之山王五郎左衛 門、大炊助	享保・横折紙	*	C?
231	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	龍蔵寺	龍蔵寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、 享保·横折紙、乙	*	С
232	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	禅龍寺	禅龍寺文書 (鶴岡市教育委員会写真)、 享保・横折紙か、乙	*	С
233	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	勝福寺村和泉山明神大夫	勝福寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、 享保・横折紙、乙	*	С
234	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状	極楽寺	極楽寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、 享保·横折紙、乙	*	С
235	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北龍沢蔵王別当	遊佐町上野沢御嶽神社所蔵、享保·横折 紙、乙	*	С
236	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	松根村新山大夫	上畑町佐藤九二男氏所蔵史料写真、享 保・横折紙、乙	*	С
237	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	境奥屋村白髪明神別当	享保・横折紙か	*	C?
238	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡天神大夫	享保・横折紙か	*	C?
239	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	横山村八幡大夫	享保・横折紙か	*	C?
240	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	玉川寺	享保・横折紙か	*	С
241	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	上藤島村六所之宮大夫左京	享保・横折紙か、甲	*	С
242	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	木倉	享保・横折紙か	*	C?
243	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引荒沢村明神大夫	享保・横折紙か	*	C?
244	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王宮大夫	享保・横折紙か	*	C?
245	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王戸内大 夫	享保・横折紙か	*	C?
246	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王但祭之 時的立免七郎左衛門	享保・横折紙か	*	C?
247	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日仏供田	享保・横折紙か	*	C?
248	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日灯明田	享保・横折紙か	*	C?
249	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日八講	享保・横折紙か	*	C?
250	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山長福寺	享保・横折紙か	*	C?
251	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山橋本坊	享保・横折紙か	*	C?
252	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山大門坊	享保・横折紙か	*	C?
253	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山知光坊	享保・横折紙か	*	C?
254	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山西林坊	享保・横折紙か	*	C?
255	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山妙光坊	享保・横折紙か	*	C?
256	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日治部大夫	享保・横折紙か	*	C?
257	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日兵部大夫	享保・横折紙か	*	C?
258	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日戸内大夫	享保・横折紙か	*	C?
259	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	田川湯村大日御子	享保・横折紙か	*	C?
260	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	田川湯村大日すわ御子	湯田川大井瞳氏所蔵(鶴岡市教育委員会写真)・横折紙	*	С
261	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状	田川湯村大日すわ大夫	たみや旅館所蔵、今野悦郎 (鶴岡市教育 委員会写真)、山形市史 231、享保・横折 紙、乙	*	С
262	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日笛吹大夫	享保・横折紙か	*	C?
263	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	田川湯村大日承使	享保・横折紙か	*	C?
264	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日善左衛門	享保・横折紙か	*	C?
265	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山学頭坊	享保・横折紙か	*	C?
266	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山仙蔵坊	享保・横折紙か	*	C?
267	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山東桜坊	享保・横折紙か	*	C?
268	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山泉光坊	享保・横折紙か	*	C?
269	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山千照坊	享保・横折紙か	*	C?
270	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山大光坊	享保・横折紙か	*	C?

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
271	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山長連坊	享保・横折紙か	*	C?
272	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山円蔵坊	享保・横折紙か	*	C?
273	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山海蔵坊	享保・横折紙か	*	C?
274	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝積坊	享保・横折紙か	*	C?
275	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝徳坊	享保・横折紙か	*	C?
276	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山永光坊	享保・横折紙か	*	C?
277	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝幢坊	享保・横折紙か	*	C?
278	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山実相坊	享保・横折紙か	*	C?
279	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山林蔵坊	享保・横折紙か	*	C?
280	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山眼養坊	享保・横折紙か	*	C?
281	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山藤泉坊	享保・横折紙か	*	C?
282	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山南之坊	享保・横折紙か	*	C?
283	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山若一大夫	享保・横折紙か	*	C?
284	1612(慶長17) 年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山薬師大夫	享保・横折紙か	*	C?
285	1612(慶長 17) 年 6 月 4 日	最上義光寄進状写	高寺山承仕	享保・横折紙か	*	C?
286	?1612(慶長 17)年 6 月 15 日	最上義光書状	北館大学(利長)	旧『山形県史 巻1』(山形県内務部、1920) 910 に図あり・北楯文書、最上川 土地改良区所蔵文書に現物あり、山形 市史235・236の6月20日の文書と同 一。市史のミスか・横折紙	*	С
287	?1612(慶長 17) 年 7 月 2 日	最上義光書状	北館大学	本間美術館文書・山形市史 199、古代・ 中世史料上巻 269・横折紙	C2	*
288	1612(慶長17) 年8月5日	最上義光書状	北館大学とのへ	最上川土地改良区所蔵、山形市史 236· 237·横折紙	*	С
289	1612 (慶長 17) 年 8 月 15 日	最上義光書状	平清水下野	平清水文書・山形市史 174・竪紙	А	*
290	?1612 (慶長 17) 年 8 月 20 日	最上義光書状	北楯大学	狩川八幡神社文書・山形市史 234	*	С
291	?1612 (慶長 17) 年 10月 27日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵、狩川八幡神社 文書·山形市史237·横折紙	*	С
292	?1612 (慶長 17) 年 11 月 19 日	最上義光安堵状	北館大学とのへ	狩川八幡神社文書・山形市史 237、最上 川改良地区所蔵・横折紙	Е	С
293	?1613(慶長 18)年 4 月 26 日	最上義光書状	林光	慈光明院文書·山形市史 167·横折紙	*	С
294	1613(慶長 18)年7月25日	最上義光受取状	?	山形大学博物館·山形市史 166·竪紙	*	С
295	? (慶長) 年 11 月 21 日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵・横折紙	Е	С
296	?	最上義光書状	專称寺	専称寺文書・山形市史 162	*	*
297	?	最上義光書状	専念寺か	専念寺文書・山形市史 177	*	*
298	?	最上義光書状	宝幢御坊 (尊海)	最上義光没後 400 年記念事業特別記念 講演会・シンポジューム資料、最上義光 歴史館図録(最上義光歴史館、1995)	*	*
299	?	最上義光書状	誓願寺	誓願寺文書・山形市史 163	*	*
300	?年1月1日	最上義光書状	野辺沢宮内	光禅寺文書・山形市史 161	F	*
301	?年1月11日	最上義光書状	佐藤	室岡正雄氏所蔵文書、県史 221	F	*
302	?年1月25日	最上義光書状	大勧進	佐藤勝雄文書·山形市史 200、酒田市大 豊田字星川 64-2210・横折紙 (下裁断)	*	B2
303	?年2月5日	最上義光書状	岩屋右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史 245	*	С
304	?年2月5日	最上義光書状写	小野寺十郎	秋田藩家蔵文書・山形市史 237	*	B1
305	?年2月6日	最上義光書状	新田目留守	今井文書·山形市史 199、県史、上 413・ 竪紙	*	B2
306	?年2月14日	最上義光書状	宝幢寺	長谷川文書、山形市史 165·横折紙	*	*
307	?年2月24日	最上義光書状	和田左衛門	雞肋編所収文書 (巻 200)・山形市史 214	F	*
308	?年2月29日	最上義光書状	関田能登守	最上義光歴史館文書(収蔵品図録、平成 3)40・竪紙(鳥の子紙)	*	*
309	?年2月晦日	最上義光書状写	岩屋能登守	秋田藩家蔵文書·山形市史 253·横折紙 (下裁断)	*	В2

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
310	?年3月13日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書 (巻 101)・山形市史 209	?	?
311	?年(慶長8年以後)3月18日	最上義光書状	? (稲荷)	曽根文書・山形市史 168(宝幢寺文書・ 山形市史 279)・横折紙	C2	*
312	?年(慶長8年以後)3月18日	最上義光郡中法度写	慈恩寺宝蔵院	県史、上 1001	*	Сカ
313	?年 4 月 22 日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書 (巻 101)・山形市史 209	?	?
314	?年4月晦日	最上義光書状	義宣	佐竹文書(東大史料)・山形市史 280	*	С
315	?年4月29日	最上義光書状	專称寺	専称寺文書・山形市史 162・竪紙	*	B2
316	?年5月3日	最上義光書状	末吉屋兵衛	県史下、581	F	*
317	?5月4日	徳川家康書状	最上義光	県史上、390	*	*
318	?年5月25日	最上義光 (伊達綱宗か) 書状	鮎貝太郎兵衛	山形市史 161·竪紙	?	*
319	?年 5 月 25 日	最上義光書状写	山内膳正	県史 359	F	*
320	?年6月2日	最上義光書状	?	羽鳥文書・山形市史 284	*	В
321	?年6月2日	最上義光書状	安部内記助	慈光明院文書、県史、上、223・竪紙	*	B1
322	?年6月21日	大崎義隆書状	最上義光	慈恩寺究教院文書、古川市史7、155	*	*
323	?(慶長年間)年6月21日	最上義光書状	かか與介	二木文書・山形市史 196・横折紙	Е	*
324	?年7月5日	最上義光書状	戸蒔中務少輔	『山形県史』所収文書・山形市史 288	F	*
325	?年7月16日	最上義光書状写	大和田近江	秋田藩家蔵文書・山形市史 247	C2	*
326	?年7月27日	最上義光書状	大日坊	雞肋編所収文書 (巻 193)·山形市史 212, 県史 391、県史 391・横折紙	*	С
327	?年7月晦日	最上義光書状	大日坊	雞肋編所収文書 (巻 193)・山形市史 212	E?	*
328	?年8月14日	最上義光書状	北楯大学 (利長)	荻原満氏所蔵文書、県史 369·横折紙	C2	*
329	?年8月22日	最上義光書状	来吽院	来吽院文書・山形市史 176	*	*
330	?年9月29日	最上義光書状	北楯大学利長	最上川土地改良区所蔵文書・横折紙	C1	*
331	?年 10 月 1 日	最上義光書状	常念寺	常念寺文書・山形市史 165・竪紙	*	*
332	?年 10 月 5 日	最上義光書状	岩屋右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史 242・横折紙	C2	*
333	?年 10 月 25 日	最上義光書状	岩谷(屋カ)右兵衛	秋田藩家蔵文書·山形市史 243·横折紙 (下裁断)	C2	*
334	?年 12 月 7 日	最上義光書状写	辻所左衛門	秋田藩家蔵文書・山形市史 250	C1	*
335	?年 12 月 10 日	最上義光書状	有路水主	県史上 338	F	*
336	?年 12 月 12 日	最上義光書状	專称寺	専称寺文書・山形市史 163	F	*
337	?年 12 月 20 日	最上義光書状	和田美作守	秋田藩家蔵文書・山形市史 237	*	B2
338	?年 12 月 28 日	最上義光書状	赤尾津豊前	秋田藩家蔵文書・山形市史 239	Е	С

注記 山形市史とは『山形市史史料編 1 最上氏関係史料』 (山形市、1973) のことで、山形市史 176 とは『山形市史史料編 1 最上氏関係史料』 176 頁のことである。 県史とは『山形県史資料編 15 上古代中世史料』 (県史上) または『山形県史資料編 15 下古代中世史料』 (県史下) のことである。 享保とは、「享保最上義光黒印状写」 (本文参照) のことである。 甲、乙、丙とは、右筆の筆跡の相違を示している (本文参照)。

A Study of the Documents of Yoshiaki Mogami: Decrees and Letters

Kenji MATSUO

This paper aims to clarify the world of decrees and letters of Yoshiaki Mogami (1546–1614), one of the daimyō during the Sengoku period in Dewa province, present day Yamagata and Akita prefecture. In this study, I discuss how Yoshiaki Mogami's documents were issued and when the turning point of Yoshiaki Mogami's rule of the Dewa province was. Although there have been many studies about Yoshiaki Mogami, there have been few studies on Yoshiaki Mogami's documents and, moreover, they are all out of date. For example, the book titled "A History of Yamagata City" was published in 1973 and "A History of Yamagata Prefecture" was published in 1977. They collected around 170 documents related to Yoshiaki Mogami. In this paper, 338 documents which were issued by Yoshiaki Mogami or sent to Yoshiaki Mogami are collected. Using those documents, this paper clarifies how Yoshiaki Mogami ruled the Dewa province.

The documents of Yoshiaki Mogami issued are classified into three types; Hanmotsu (判物), Inbanjyō (印 判状) and letters. In principle, they have Yoshiaki Mogami's autographic signatures or his seals. There are some exceptions to this. For example, Yoshiaki Mogami neither wrote his signatures nor affixed seals when he wrote to his sister or he had eye problems. Hanmotsu have the autographic signatures of the people who issued the documents. On the other hand, Inbanjyō have such seals. Although both types of documents had the same function as decrees, Inbanjyō were said to be used more often than Hanmotsu later. They were not private letters but used to officially give rights and land, to express gratitude and so on.

According to my research, Yoshiaki Mogami began to issue Hanmotsu in 1570 at the latest and continue to issue them even in 1610. There are 5 different types (cited hereafter as types A, B, C, D, E) of Yoshiaki's autographic signatures. As for Inbanjyō, Yoshiaki began to issue them in 1581 at the latest and continued to issue them even in August of 1613. Yoshiaki used 5 different types of seals (types A, B I , B II , C and D). Especially, the type C seals were put on the most documents of Yoshiaki Mogami. Before my study, lots of attention was paid to the type B seal. However, type B seals can be found in 50 of Yoshiaki's documents. Among them, only 5 documents were Inbanjyō and 45 were letters. On the contrary, there were 169 documents affixed with type C seals. Among them, 153 documents were not letters but Inbanjyō. Therefore, this paper focused on the documents affixed with type C seals.

Previously, the turning point of Yoshiaki Mogami's documents was thought to be 1590 when Hideyoshi Toyotomi finally unified all of Japan. However, 147 Inbanjyō with the type C seal were issued intensively in 1612(慶長 17). It is mainly because that Shōnai, the western part of Dewa province came under the rule of Yoshiaki Mogami. Therefore, the turning point of Yoshiaki Mogami's documents was not 1590 but 1612. Yoshiaki Mogami became the 7th largest daimyō with 570,000 koku during Edo period. So, according to the analysis of Inbanjyō, Yoshiaki Mogami created his bureaucratic system around 1612.